

長崎市【施設特定型公募】ネーミングライツパートナー募集要項

長崎市では、市が所有する施設への愛称の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の導入を進めることとしており、次のとおり命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

1 目的

民間事業者の支援のもと、長崎市が所有する施設等の魅力向上及び地域の活性化を図り、新たな財源を確保することにより、対象となる施設等の維持管理や運営を充実させ、健全で安定した財政基盤の確立及び地域への貢献の促進に寄与することを目的とします。

2 対象施設

番号	施設名	基準額（年額）
1	長崎市民会館	100万円
2	長崎市あぐりの丘	100万円
3	長崎市松山町駐車場	75万円
4	長崎市北公民館	50万円
5	長崎市東公民館	50万円
6	長崎市科学館	75万円
7	長崎市民総合プール	75万円
8	長崎市立図書館	100万円
9	長崎ペンギン水族館	100万円
10	長崎市三和農水産物加工直売所 （みさき駅さんわ）	75万円
11	長崎市道の駅夕陽が丘そとめ	75万円
12	長崎東公園	50万円
13	長崎ロープウェイ	75万円

※施設の概要については「【施設特定型】施設概要書」をご確認ください。

3 契約期間

5年とします。

4 ネーミングライツ料

「2 対象施設」に記載している基準額を参考にご提案ください。基準額を下回るご提案の場合は、ネーミングライツ審査会で審査のうえ、契約の相手方として選定しない場合があります。

また、消費税及び地方消費税相当額は含みません。

5 愛称の条件

- (1) 対象となる施設の名称に、企業名や商品名などを組み合わせることを基本とします。詳細な条件は対象施設ごとに異なりますので、「【施設特定型】施設概要書」をご確認ください。
- (2) 公序良俗に反する愛称や、他者の著作権・商標権を侵害するものは使用できません。
- (3) 募集を行うのは施設の愛称であり、条例上の名称を変更するものではありません。
- (4) 契約期間中の愛称の変更はできません。

6 応募資格

次のいずれにも該当しない法人とします。

- (1) 長崎市税、消費税及び地方消費税に未納がある者
- (2) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）
- (3) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）により規制を受ける業種その他これに類する者

7 募集方法

- (1) 受付期間
令和 6 年 12 月 13 日（金）～令和 7 年 1 月 29 日（水）
ただし、土日祝日を除く午前 8 時 45 分～17 時 30 分
- (2) 受付場所
長崎市魚の町 4 番 1 号 長崎市役所 資産経営課（本庁舎 10 階）
- (3) 提出方法
資産経営課へ持参か郵送してください。（郵送の場合は必着）
- (4) 提出書類
 - ア 【施設特定型】申込書（様式第 1 号）
 - イ 【施設特定型】誓約書（様式第 2 号）
 - ウ 長崎市税に未納がない旨の証明書（発行から 1 ヶ月以内のもの）
 - エ 消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明書（発行から 1 ヶ月以内のもの）
 - オ 法人・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明で発行から 3 ヶ月以内のもの）
 - カ 印鑑登録証明書（発行から 3 ヶ月以内のもの）

8 質問方法

- (1) 質問の受付
募集要項等について質問がある場合は、「【施設特定型】質問票（様式第 3 号）」により、次のとおり受け付けます。
 - ア 質問受付期間
令和 6 年 12 月 27 日（金）17 時 30 分まで
 - イ 提出場所
長崎市魚の町 4 番 1 号 長崎市役所 資産経営課（本庁舎 10 階）

ウ 提出方法

資産経営課へ持参、郵送又は電子メールで提出ください。（いずれも期間内必着とします。）

※口頭での質問は受け付けません。（手続き方法など簡易な質問を除く。）

(2) 質問への回答

質問者には、郵送又は電子メールにより個別に回答するほか、随時長崎市のホームページ内で質問及び回答を公表します。（質問者の氏名等は表示しません。）

回答期限：令和7年1月15日（水）

9 選定方法

(1) 選定方法

ネーミングライツ審査会において、選定基準に基づき審査を行い、契約の相手方を決定します。

(2) 選定基準

審査項目	審査内容	配点	審査方法		
			適切	普通	不適切
金額	・金額の多寡	50	50 45 40 35 30 25 20 15 10 5		
愛称	・親しみやすさ ・呼びやすさ ・施設のイメージとあっているか	25	25	20 15 10 5	
合計		75	-		

※ 各委員の審査項目ごとの合計が、審査項目の配点×委員数の半分に満たない場合はネーミングライツパートナーとして選定しません。

※ 同一施設に複数の応募があり、同点となった場合は、審査会で協議を行い決定します。なお、協議でも決定に至らない場合は、申し込みされた方が申込書に記載した「くじ番号」に基づき、本市が別に定めるくじの方式により決定します。

(3) 結果の通知

ネーミングライツ審査会での審査結果は、応募者全員に文書で通知します。

10 契約の締結及び契約保証金

相手方の決定後7日以内に契約を締結しますが、契約締結までの間にネーミングライツ料とは別に、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付が必要となります。ただし、長崎市契約規則第34条第1号又は第5号に該当する場合は免除します。なお、納付された契約保証金は、契約期間終了後の原状回復が確認できた後に還付します。

11 ネーミングライツ料の納付

ネーミングライツ料については、指定する期日までに長崎市が発行する納付書で一括納付することとなります。

12 ホームページ等による周知

ネーミングライツ料の納付後、契約内容（施設の愛称、パートナーの名称、契約金額等）について、長崎市のホームページ等を通じ広く公表します。

13 愛称の付与に伴う費用負担

区分	費用負担	
	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内の看板等の表示変更（※1）		○
契約期間終了後の原状回復		○
市ホームページ等の表示変更（※2）	○	

※1 敷地内の看板設置等については、法令等の基準に従い施設の管理上支障のない範囲内で検討します。

※2 市や指定管理者が発行している印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、変更時期を決定します。

14 愛称の使用開始時期

契約締結日までに、ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

15 契約の解除

ネーミングライツパートナーが、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法に基づく破産手続きを開始した場合、契約後に募集要項「6 応募資格」（2）、（3）及び（4）に該当する場合、又はネーミングライツパートナーの法令違反等の信用失墜行為があった場合は、長崎市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担することとします。

16 問い合わせ先

長崎市財務部資産経営課

電話番号：095（829）1127（直通）

e-mail：shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp